

企画デザイン・セールスプロモーション・広報 etc...

クリエイターを起用した企業担当者

**必読!**

ビジュアルデザイン発注時に  
知っておきたい!

# 著作権のキホン

トラブルを未然に防ぐ対策  
A&Q



弁護士・弁理士

石川正樹〔著〕

- わかりやすいQ&A方式による解説で、実際に現場で起きている問題について企業担当者がおさえておきたい未然防止のポイントがつかめる!
- 企業とクリエイターで起こりうる著作権トラブルを想定した設問によって、近年の著作権トラブルの傾向と対策がわかる!
- ビジュアルデザインのコンテンツ使用の適否（侵害の有無）の判断に迷った時に注意すべきポイントを解説。

A5判・302頁

定価 本体2,800円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 第1章 知ってほしい！発注時よくあるトラブル

- Q. これって著作権侵害になるの？
- Q. 会社の著作権が侵害された場合、どのようなことができるのか
- Q. 著作権を侵害していると言われた。対応を教えてください
- Q. 納品されたデザインが気に入らない。契約を解除したい
- Q. お金を払ったんだから、マスコットデザインの著作権は、こちらのもんですよね？
- Q. 勝手に商用写真を使われた。損害賠償請求したいが、いくら請求できる？
- Q. イラスト・マンガ・文章、作者がバラバラ。いったい誰の許諾を得ればよい？
- Q. 従業員が業務で作ったキャラクターの著作権者は誰？
- Q. 最近みかける著作権フリーの写真。商用に使っても大丈夫？
- Q. 他社に作ってもらったラフ案を元に、別の会社に制作を依頼した
- Q. 当社のロゴマークにそっくりなデザインをインターネットで発見！削除してほしい
- Q. 類似品の販売をやめさせたい！
- Q. 当社のショッピングサイトなんだから、内容変更は自由ですよね？

## コラム 複製と翻案の意味を知ろう

- Q. 新商品のパッケージに人気漫画のイラストを使用したら、原作者に訴えられた
- Q. 江戸時代の浮世絵の模写作品を商品パッケージに使用した
- Q. フィギュア製造のための模型原型は著作物？
- Q. 写真で写真を真似たら、著作権侵害？

## コラム 承諾なしに著作物を使える？～引用の要件 等 40問

## 第2章 トラブル防止の基礎知識

- Q. 著作権法はどのような法律なのでしょうか
- Q. 著作権と商標権・意匠権の違いとは？
- Q. 著作権はいつまで保護される？ 等 11問

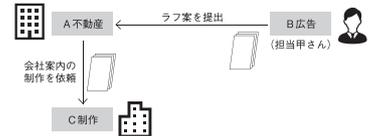
## ◆巻末のワードサーチで権利やテーマごとに検索

## No. 13 他社に作ってもらったラフ案を元に、別の会社に制作を依頼した

Q 当社（A社）は不動産会社で、この度新しく会社案内を作成することになりました。かねてから当社を訪問していた広告代理店B社の営業担当の甲さんは、当社が会社案内を作ると知って、早速ラフ案を提出してきました。

当社はラフ案を検討しましたが、見積額が高かったので結局採用せず、以前パンフレットを依頼したC社に制作を依頼しました。その際、B社の作ったラフ案を参考にしてもらいました。

そうして完成させた会社案内を配布していたところ、B社から「A社の会社案内がわが社の甲が提出したラフ案に非常に似ている」とクレームが入りました。当社はどのように対応すればよいでしょうか？



第1章 知ってほしい！発注時よくあるトラブル

A B社は著作権侵害を理由に貴社（A社）にクレームを申し入れていると考えられます。そこで、貴社としては、B社の甲さんから提出を受けたラフ案が著作物といえるのか、著作物といえるとして、貴社の会社案内がB社の著作権を侵害しているのかを検討する必要があります。

結論としては、貴社の会社案内はB社の提出したラフ案の著作権を侵害している可能性が高いと考えられますから、最終的には会社案内の配布をやめるか、配布を継続するのであればB社と交渉して同社の許諾を取り付けることになるでしょう。

| 解説 |

## 会社案内のラフ案は著作物といえるか

本案件では甲さんがA社に提出した会社案内のラフ案の内容がはっきりしませんが、例えばA4判サイズで合計24頁からなり、内容は企業理念、社長のあいさつ、事業内容の紹介、過去の事業実績の紹介、社屋の外景および内部の紹介、売上高および資本金の推移、会社の沿革、会社の組織および役員構成などが文章、図表などで表示され、イメージ写真を掲載しているものと仮定して検討してみよう。

では、この場合ラフ案は著作物といえるのでしょうか？  
著作物の意味については、著作権法2条1項1号で、思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものと定義されていて、著作権法10条1項で著作物の例をあげています。

ここで本案件の仮定したラフ案の内容をみると、A社のさまざまな様相を言語、図表やイメージ写真で表現しています。表現手段が言語、図表、イメージ写真と多彩であり、A社のイメージづくりに役立っています。

詳細・お申し込みはコチラ  
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!